



(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	1,414,850	0	238,000	0	1,176,850

※関連課 土木部道路保全課 (電話:457-2425)、土木部河川課 (電話:457-2451)

目的	道路・河川の老朽化対策、適正な維持管理、近年頻発化する自然災害への対策や、道路ネットワークの整備を実施することにより、防災・減災・国土強靱化を強力に推進するとともに、市民の安全・安心・快適な生活基盤づくりを進める。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年6月2日豪雨により浸水被害が発生した箇所において、住民から即効性のある対策が求められている。</li> <li>近い将来、一斉に更新時期を迎える多数の道路施設を適正に管理し、持続可能な都市形成を図るため、着実な道路・河川の整備・修繕が必要である。</li> </ul>
事業内容	<p>令和5年6月2日豪雨により発生した浸水被害を踏まえた道路の冠水対策、河川・排水路の浸水対策や道路施設の適正管理に要する経費を追加する。</p> <p>1 道路事業 900,350千円(債務501,000千円)</p> <p>(1) 豪雨対策 564,350千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路維持修繕事業 264,000千円 豪雨等により損傷、悪化した路面の修繕 など</li> <li>道路防災事業 166,150千円 豪雨災害等に備えた災害防除</li> <li>国県道、市道整備事業 134,200千円 道路の冠水対策</li> </ul> <p>(2) その他 336,000千円(債務501,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路維持修繕事業 336,000千円 道路施設の適切な維持管理</li> <li>橋りょう・トンネル定期点検 0千円(債務336,000千円) など</li> </ul> <p>2 河川事業 514,500千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川改良事業 377,000千円 老間町7号排水路外21河川の浸水対策</li> <li>河川・排水路維持修繕事業 137,500千円 段子川外6河川の維持管理</li> </ul>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>豪雨災害等に備えた災害防除(法面)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>南区老間町の浸水状況(6月3日撮影)</p>  </div> </div>

公園雨水流出抑制施設整備事業

都市整備部公園管理事務所  
電話:473-1829

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	22,880	0	22,800	0	80

※公園施設改良事業

目的	公園内に雨水流出抑制施設を整備し、河川等への初期流出量を軽減することにより治水安全度の向上を図る。
背景	近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発しており、市民から浸水被害の軽減対策が強く求められている。
事業内容	<p>市内6公園において、雨水流出抑制施設を整備するため、実施設計（測量調査設計）及び概略設計（対策手法検討）を実施する。</p> <p>1 事業内容                  (1) 実施設計（2公園） 7,898千円                  豊隆公園、大蒲公園                  (2) 概略設計（4公園） 14,982千円                  美蘭中央公園、船越公園、安間川公園、東部やすらぎ公園                  ※貯留可能量 500 m<sup>3</sup>以上かつ浜松市総合雨水対策計画における重点対策エリアの上流域に位置し、河川への負担軽減が期待できる市内6公園を選定</p> <p>2 工事スケジュール                  令和6年度以降順次実施</p>

雨水流出抑制施設整備施工例

【整備前】



【整備後】



(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	60,317	60,317	0	0	0

目的	自動運転技術を活用して地域公共交通課題を解決するため、庄内地区において実証実験を実施し、自動運転実施体制の構築及び横展開可能なモデル事例の確立を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年に浜松市、SBドライブ(株) (現 BOLDLY(株))、スズキ(株)、遠州鉄道(株)の4者が「浜松自動運転やらまいかプロジェクトに関する連携協定」を締結した。</li> <li>西区庄内地区をフィールドとして過去3回の実証実験を実施しており、4回目の実証実験について、国の補助金を活用した実施に向けて連携先との調整が整った。</li> </ul>
事業内容	<p>1 実証実験内容(案)</p> <p>(1) 一般運行期間 令和5年11月下旬～令和6年2月中旬</p> <p>(2) 運行時間帯 毎週火・木・土 午前9時～午後4時</p> <p>(3) 運行ルート 遠州鉄道バス浜名湖パルパル停留所～庄内地区～山崎停留所</p> <p>(4) 運行方式 定時定路線で事前予約により運行 (LINE 予約によるデマンド方式)</p> <p>(5) 主な利用者 庄内地区の住民 (運賃無料)</p> <p>(6) 車両 小型自動車 (乗員2人、乗客2人程度)</p> <p>2 過去の実証実験との違い</p> <p>実運用を想定した取り組みとし、必要なノウハウの蓄積を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期間の拡大 (数日程度→約3か月間)</li> <li>自動運転技術の高度化 (新たに交差点、信号、橋りょうにおいても自動運転)</li> <li>遠隔監視拠点の追加 (現地のみ→現地+統合監視センター)</li> </ul>

運行ルート図



今回の実験で使用する車両



# 高齢者施設等における防災改修等整備費助成事業

健康福祉部介護保険課  
電話:457-2787

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	23,936	20,435	0	0	3,501

※関連課 健康福祉部高齢者福祉課 (電話:457-2886)

※介護サービス提供基盤整備費助成事業(補助金)、老人福祉施設等整備費助成事業(補助金)の合計

目的	高齢者施設等における給水設備整備及び防災改修等に対する助成により、防災・減災対策を推進する。																
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により、給水設備整備等の補助メニューが創設されている。</li> <li>対象事業について照会した結果、3事業所から整備希望があった。</li> </ul>																
事業内容	<p>1 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 13,432千円 非常用自家発電設備の整備及び大規模修繕等に対する助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業所</th> <th>事業所数</th> <th>補助額</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>2</td> <td>上限:773万円 下限:80万円</td> <td>国10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 高齢者施設等の給水設備整備事業 10,504千円 非常災害用受水槽の整備に対する助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業所</th> <th>事業所数</th> <th>補助額</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>1</td> <td>上限:なし 下限:500万円</td> <td>国1/2 市1/4 事業者1/4</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業所	事業所数	補助額	負担割合	認知症高齢者グループホーム	2	上限:773万円 下限:80万円	国10/10	対象事業所	事業所数	補助額	負担割合	特別養護老人ホーム	1	上限:なし 下限:500万円	国1/2 市1/4 事業者1/4
対象事業所	事業所数	補助額	負担割合														
認知症高齢者グループホーム	2	上限:773万円 下限:80万円	国10/10														
対象事業所	事業所数	補助額	負担割合														
特別養護老人ホーム	1	上限:なし 下限:500万円	国1/2 市1/4 事業者1/4														

非常用自家発電設備



大規模修繕等(火災通報装置)



給水設備



(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	5,546	3,650	0	0	1,896

目的	障害福祉分野におけるロボット技術及び ICT の活用により、障害福祉サービス事業所等の介護業務の負担軽減と業務効率化を図る。																		
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスに対する需要の増大と福祉人材の確保難が生じており、業務改善による生産性向上が急務となっている。</li> <li>・ 国の国庫補助協議に伴い、事業所に意向調査を実施したところ、複数の事業所から導入希望があった。</li> </ul>																		
事業内容	<p>1 障害福祉分野のロボット等導入支援事業 3,111 千円 介護業務の負担軽減のための移乗介護・入浴支援用介護ロボット等の導入支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>対象事業所</th> <th>事業所数</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移乗介護機器、入浴支援機器等</td> <td>障害者支援施設、短期入所</td> <td>5</td> <td>国 1/2 市 1/4 事業者 1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 2,435 千円 現場の業務効率化のためのタブレットや業務支援ソフトなど ICT 機器の導入支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>対象事業所</th> <th>事業所数</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報端末(タブレット、インカム等)、ソフトウェア等</td> <td>障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型</td> <td>4</td> <td>国 1/2 市 1/4 事業者 1/4 等</td> </tr> </tbody> </table>			補助対象	対象事業所	事業所数	負担割合	移乗介護機器、入浴支援機器等	障害者支援施設、短期入所	5	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	補助対象	対象事業所	事業所数	負担割合	情報端末(タブレット、インカム等)、ソフトウェア等	障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型	4	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4 等
補助対象	対象事業所	事業所数	負担割合																
移乗介護機器、入浴支援機器等	障害者支援施設、短期入所	5	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4																
補助対象	対象事業所	事業所数	負担割合																
情報端末(タブレット、インカム等)、ソフトウェア等	障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型	4	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4 等																

【ロボット等導入支援事業の導入事例】



移動式リフト

(単位: 千円)

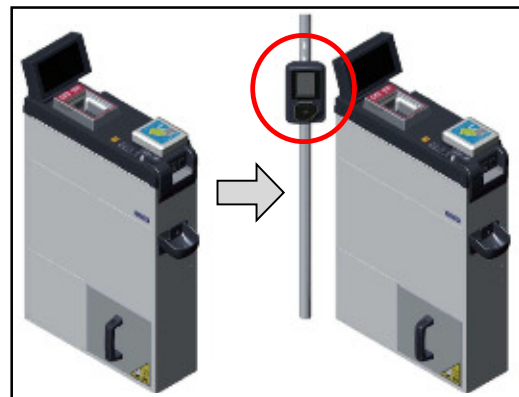
予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	10,518	0	0	0	10,518

※バス交通等対策助成事業

目的	交通事業者が実施する新たなキャッシュレス決済方法として、クレジットカード等を活用したタッチ決済導入により公共交通における利便性の向上を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州鉄道株式会社のバス及び鉄道で利用可能なナイスパスと全国交通系 IC カードとの互換性がないため、全国で利用可能な決済方法の導入が本市の公共交通における課題となっている。</li> <li>・近年、汎用性が高いクレジットカード等を活用したタッチ決済が世界的に浸透し、国内の公共交通機関でも導入が増えている。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業 遠州鉄道株式会社が国補助を受けて実施するクレジットカード等を活用したタッチ決済導入事業</li> <li>2 導入台数 高速・空港バス 20 台、路線バス 70 台 浜名湖花博 20 周年イベント関連バスへ導入</li> <li>3 供用開始時期 令和 6 年 3 月予定</li> <li>4 補助率 1/6 (国 1/3)</li> <li>5 補助額 10,518 千円 (導入事業費 63,110 千円の 1/6)</li> </ol>



■タッチ決済可能なクレジットカード (例)



■タッチ決済導入機器 (イメージ)

# 子ども医療費助成制度の見直し

こども家庭部子育て支援課  
電話:457-2792

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	8,090	0	0	0	8,090

※関連課 健康福祉部障害保健福祉課 (電話:457-2212)

※子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業の合計

目的	子育てしやすい環境づくりを進めるため、令和6年4月の乳幼児通院無償化の実施にあたり、新たな受給者証等を作成し、対象者に送付する。													
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度障害児医療費について、令和4年10月から入院無料及び0歳児通院無料に制度を変更した。</li> <li>受給者証には、自己負担金に関する説明が記載されている。</li> </ul>													
事業内容	1 自己負担金の見直し内容													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>子ども医療費助成事業</th> <th>ひとり親家庭等医療費助成事業 重度障害児医療費助成事業※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年3月まで</td> <td>入院…無料 通院…500円/回 (0歳児に限り通院原則無料)</td> <td>入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児に限り通院原則無料)</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月以降</td> <td>入院…無料 通院…500円/回 (0歳児から6歳児(未就学児)まで 通院原則無料)</td> <td>入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児から6歳児(未就学児)まで 通院原則無料)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>休診日・時間外診療は500円/回</td> <td>休診日・時間外診療は1医療機関500円/月</td> </tr> </tbody> </table>		子ども医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業 重度障害児医療費助成事業※	令和6年3月まで	入院…無料 通院…500円/回 (0歳児に限り通院原則無料)	入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児に限り通院原則無料)	令和6年4月以降	入院…無料 通院…500円/回 (0歳児から6歳児(未就学児)まで 通院原則無料)	入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児から6歳児(未就学児)まで 通院原則無料)	備考	休診日・時間外診療は500円/回	休診日・時間外診療は1医療機関500円/月
		子ども医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業 重度障害児医療費助成事業※											
	令和6年3月まで	入院…無料 通院…500円/回 (0歳児に限り通院原則無料)	入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児に限り通院原則無料)											
令和6年4月以降	入院…無料 通院…500円/回 (0歳児から6歳児(未就学児)まで 通院原則無料)	入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児から6歳児(未就学児)まで 通院原則無料)												
備考	休診日・時間外診療は500円/回	休診日・時間外診療は1医療機関500円/月												
2 制度改正時期	令和6年4月診療分より													
3 子ども医療費受給者証等更新事業 8,090千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証に記載の自己負担金に関する説明を更新</li> <li>医療機関において掲示する制度改正周知ポスターの作成</li> <li>令和6年3月末までに対象者へ発送</li> <li>重度障害児医療費助成事業は現計予算で対応</li> </ul>													

## 現在の乳幼児医療費受給者証 (イメージ)

更新箇所

15 回目以降の妊婦健康診査費用助成事業

健康福祉部健康増進課  
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	823	0	0	0	823

※妊産婦乳幼児健康診査事業

目的	妊婦の保健管理の向上及び経済的な負担の軽減を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査は、国において 14 回を標準的なものとしており、本市においても 14 回分を公費助成している。</li> <li>・妊娠 40 週までに出産した場合、妊婦健康診査を最大 14 回まで公費助成により受けることができるが、妊娠 40 週を超過した場合は、15 回目以降の健診費用を全額自己負担することとなり、妊婦の経済的負担が課題となっている。</li> </ul>
事業内容	<p>妊婦健康診査について、健康診査の公費助成回数の拡充を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者 妊婦健康診査 14 回分の受診票を使用した後、妊娠 40 週を超過し 15 回目以降の妊婦健康診査を受診した妊婦（令和 5 年 4 月 1 日以降の受診に限る。）</li> <li>2 助成額 健診 1 回あたり上限 4,010 円</li> <li>3 助成方法 15 回目以降の妊婦健康診査について、申請に基づき償還払い</li> </ol>
<p>&lt;15 回目以降における公費助成の流れ&gt;</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">健康診査を受診                      償還払い申請</p> </div>	
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」 (平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号)</p> <p>(1) 市町村は、以下の区分及び頻度で妊婦に対する健康診査を出産までに 14 回程度行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 妊娠初期から妊娠 23 週まで    おおむね 4 週間に 1 回</li> <li>ロ 妊娠 24 週から妊娠 35 週まで    おおむね 2 週間に 1 回</li> <li>ハ 妊娠 36 週から出産まで            おおむね 1 週間に 1 回</li> </ul> <p>(2) 市町村は、妊婦一人につき 14 回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担する。</p>	





災害復旧事業

財務部財政課  
電話:457-2273

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
災害 復旧費	安全・安心・ 快適	4,000,000	1,250,075	2,583,900	0	166,025

※関連課 産業部林業振興課（電話:457-2159）、産業部農地整備課（電話:457-2315）、  
土木部河川課（電話:457-2452）、財務部アセットマネジメント推進課（電話:457-2533）

目的	令和5年6月2日豪雨による災害復旧費の執行見込額の増加に伴う災害復旧に要する経費を追加する。									
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨の影響により、国道362号の法面崩壊、林道天竜川線の路肩崩壊等の被害が発生した。</li> <li>・5月補正（3号補正）後の調査により、想定より広範囲かつ被害の規模が大きいことが確認された。</li> </ul>									
事業内容	<p>1 主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道362号（峯小屋トンネル北）の法面崩壊</li> <li>・林道天竜川線の路肩崩壊</li> <li>・取水堰（谷津堰）の被災</li> <li>・佐鳴湖公園西岸赤池東側の法面崩壊</li> </ul> <p>2 事業別補正予算額</p> <table border="0"> <tr> <td>・土木施設災害復旧事業</td> <td style="text-align: right;">3,021,000千円</td> </tr> <tr> <td>・林業施設災害復旧事業</td> <td style="text-align: right;">422,000千円</td> </tr> <tr> <td>・農地・農業用施設災害復旧事業</td> <td style="text-align: right;">328,000千円</td> </tr> <tr> <td>・市有財産災害復旧事業</td> <td style="text-align: right;">229,000千円</td> </tr> </table>		・土木施設災害復旧事業	3,021,000千円	・林業施設災害復旧事業	422,000千円	・農地・農業用施設災害復旧事業	328,000千円	・市有財産災害復旧事業	229,000千円
・土木施設災害復旧事業	3,021,000千円									
・林業施設災害復旧事業	422,000千円									
・農地・農業用施設災害復旧事業	328,000千円									
・市有財産災害復旧事業	229,000千円									
<p>・被害状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>国道362号</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>林道天竜川線</p> </div> </div> <p>・災害復旧費予算</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>当初予算</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>補正額（3号）</td> <td style="text-align: right;">5,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>補正額（4号）</td> <td style="text-align: right;">4,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td style="text-align: right;">12,000,000千円</td> </tr> </table>			当初予算	3,000,000千円	補正額（3号）	5,000,000千円	補正額（4号）	4,000,000千円	補正後	12,000,000千円
当初予算	3,000,000千円									
補正額（3号）	5,000,000千円									
補正額（4号）	4,000,000千円									
補正後	12,000,000千円									

食肉流通安定化支援事業

産業部農業振興課  
電話: 457-2331

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
農林水 産業費	産業経済	44,212	0	0	0	44,212

※畜産振興支援事業

目的	浜松市食肉地方卸売市場(以下「当市場」という。)における、と畜解体事業の維持により、畜産振興及び食肉流通の安定化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、畜産農家の廃業等に伴い当市場におけると畜頭数が減少し、と畜解体事業の運営が不安定になっている。</li> <li>と畜解体事業の不安定化により、畜産農家から当市場に搬入された家畜の持ち帰り等が発生している。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>対象者 : 静岡県経済農業協同組合連合会</li> <li>対象経費: 手数料等の収入を除いたと畜解体事業に要する実費</li> <li>対象期間: 令和6年3月末まで</li> </ol>

○手数料等の収入推移

(単位: 千円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5(見込)
	100,259	95,115	100,142	96,596	91,966	78,922

○と畜頭数推移

(単位: 頭)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5(見込)
豚	99,020	93,693	98,687	95,393	88,950	76,000
牛	3,153	3,041	3,163	2,991	3,415	3,050

○畜産農家数推移

(単位: 戸)



	H30	R1	R2	R3	R4	R5(見込)
豚	21	21	18	17	17	—
牛	29	28	26	24	24	—



浜松市食肉地方卸売市場  
(東区上西町 986 番地)  
※当市場は令和8年12月  
をもって廃止し、小笠  
食肉センターと統合する。

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	環境・ エネルギー	6,000	3,000	0	0	3,000

目的	生活環境保全上及び公衆衛生上の支障を除去するため、令和5年6月2日豪雨に伴い全壊した被災家屋等の解体及び撤去を公費で実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年6月2日豪雨により市内において家屋等の全壊の被害が発生している。</li> <li>・国において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条に基づき災害廃棄物の処理や全壊家屋等の公費解体を支援するための災害等廃棄物処理事業費補助金が創設されている。</li> </ul>
事業内容	<p>1 被災家屋等の解体及び撤去 全壊家屋等の公費解体 ※被災家屋等を所有者自ら解体及び撤去した場合は費用償還で対応</p> <p>2 スケジュール 令和5年10～11月 市民からの申請受付 令和5年 11月 市民からの提出書類の審査 令和5年 12月 解体工事開始</p>
<p>&lt;公費解体の対象要件&gt;</p> <p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和5年6月2日豪雨に伴い、り災証明書（全壊の判定を受けたものに限る。）等の交付を受け、又は、これに準じる状況と市長が認めた住宅等であること</li> <li>(2) 倒壊等のおそれがあり、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去等のため、市長が解体の必要があると認めるものであること</li> <li>(3) 災害時において現に使用していたものであること</li> </ul> <p>【全壊家屋のイメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル (<a href="http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/">http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/</a>)</p>	

台北ランタンフェスティバル出展事業

産業部観光・シティプロモーション課  
電話: 457-2295

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	4,000	0	0	0	4,000

※インバウンド推進事業

目的	台北市との観光交流都市協定締結 10 周年にあたり、さらなる関係強化を図るとともに、台湾における本市の認知度向上と誘客強化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定締結 10 周年記念事業として 8 月に市長が台北市等を訪問し、台北市長との会談の中でランタンフェスティバルへの出展の誘いを受けた。</li> <li>協定締結以降、本市における台湾からの宿泊者数は増加し、コロナ前には中国に次ぐ 2 番目となるなど、台湾での PR による誘客効果が期待できる。</li> </ul>
事業内容	<p>台北ランタンフェスティバルに出展し、来場者向けに観光 PR を実施する。</p> <p>1 台北ランタンフェスティバル</p> <p>(1) 時期 令和 6 年 2 月上旬 (2 週間程度)</p> <p>(2) 場所 台北市内</p> <p>(3) 主催 台北市政府観光伝播局<sup>でんぱきよく</sup></p> <p>(4) 内容 旧暦 1 月 15 日の元宵節<sup>げんしやうせつ</sup>を祝う伝統行事から発展した観光イベントで、海外を含む各都市や芸術家、学生等がランタンを展示</p> <p>2 出展内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ランタン展示及び観光 PR ブースの出展</li> <li>浜松市観光情報の発信</li> </ul>

台北ランタンフェスティバルの様子



浜松ウエルネスプロジェクト事業

ウエルネス推進事業本部  
電話:453-6140

(単位:千円)


予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	健康・福祉	2,000	0	0	0	2,000

目的	「予防・健幸都市（ウエルネスシティ）」の実現に向け、ヘルスケア産業の創出を推進するとともに、地域企業における健康経営の促進及び市民の健康増進を図る。		
背景	国は「新しい健康社会の実現」として、「国民の健康増進」「持続可能な社会保障制度構築への貢献」「経済成長」の同時実現を目指しており、本市も強みである産業力と健康寿命を活かし、本プロジェクトを推進している。		
事業内容	<p>1 ヘルスケア産業振興事業 140千円 浜松ウエルネス推進協議会の参画企業等によるビジネスピッチの開催</p> <p>2 ウエルネスアンバサダーによる健康促進事業 94千円 ・「浜松市ウエルネスアンバサダー」の委嘱 ・浜松ウエルネスプロジェクト事業の情報発信、ヘルスケア事業の企画・立案、産学官民の連携推進等</p> <p>3 市公式ヘルスケアアプリ「はままつ健幸クラブ」利用促進事業 1,766千円 ・アプリ利用者に対するインセンティブ（当選景品）の拡充 ・SNS 広告 ・アプリの周知 PR ツールの作成</p>		
	<p>1 ヘルスケア産業振興</p>  <p>ビジネス ピッチ</p>  <p>企業連携の促進等</p>	<p>2 ウエルネスアンバサダー による健康促進</p>  <p>プロジェクトの情報発信</p>  <p>ヘルスケア事業の企画立案等 産学官民の連携推進</p>	<p>3 市公式アプリ利用促進</p>  <p>アプリを使って 健康づくりに 取り組んで 健康とポイントを 手に入れよう!</p> <p>周知 PR 等による利用促進</p>

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	環境・ エネルギー	827,112	0	0	0	827,112

※事項：東部衛生工場施設運転管理業務委託費 期間：令和8年度まで

目的	東部衛生工場の施設運転管理業務を包括業務委託することにより、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適正かつ効率的に実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行契約が令和6年3月31日で更新を迎える。</li> <li>・ 東部衛生工場は昭和61年3月に竣工、平成30年3月に改修（長寿命化）。</li> <li>・ 令和5年度から類似施設である西部衛生工場において、精算規定を導入し包括業務委託を締結（3年間）。</li> </ul>
事業内容	<p>1 包括業務委託概要</p> <p>(1) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部衛生工場における施設運転・維持管理、設備・機器の点検、消耗品等の購入、定期整備などを一括で行う包括業務委託</li> <li>・ 西部衛生工場と同様に精算規定※を導入</li> </ul> <p>※精算規定 履行期間中に、搬入量の変動による電力・薬品使用量の変動や、物価変動等による電気料金単価・労務単価の変動等が生じ、契約内容や委託金額に大幅な不都合が生じた場合に、委託費の精算を行うもの。</p> <p>(2) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）</p> <p>2 スケジュール</p> <p>令和5年 12月 一般競争入札公告 令和6年 1月 契約締結 令和6年 2～3月 業務準備 令和6年 4月 東部衛生工場施設運転管理業務開始</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜東部衛生工場概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地 東区豊町 6441 番地</li> <li>・ 処理区 浜松処理区 浜北処理区 天竜処理区</li> <li>・ 処理能力 200Kl/日</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜東部衛生工場外観＞</p>  </div> </div>

# ザザシティ浜松中央館 5 階改修事業

財務部アセットマネジメント推進課  
電話: 457-2278

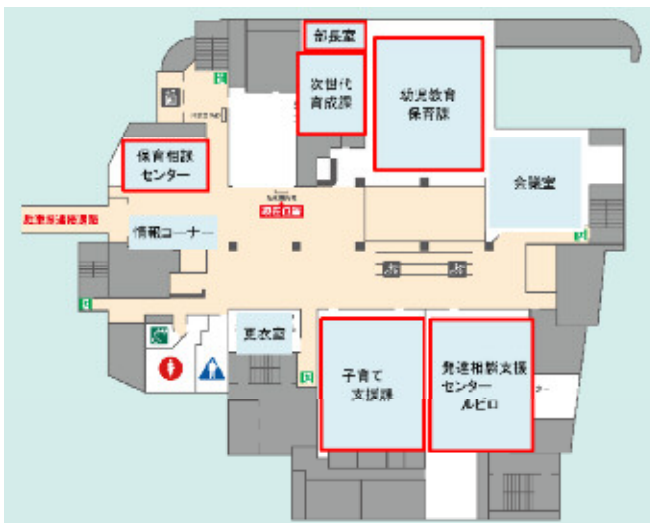
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	53,590	0	0	0	53,590

※事項: ザザシティ浜松中央館 5 階改修事業費 期間: 令和 6 年度まで

目的	本庁舎本館のこども家庭部執務室等をザザシティ浜松中央館 5 階に移転することにより、本庁舎へのこども家庭センター設置のスペース確保及び子育て支援課との集約による市民サービスの向上、業務効率化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の一部改正に伴い、こども家庭センターを本庁舎本館 2 階（現こども家庭部執務室）に設置する予定である。</li> <li>・令和 2 年に子育て支援課がザザシティ浜松中央館 5 階に移転。</li> </ul>
事業内容	<p>こども家庭部執務室等として使用するため、ザザシティ中央館 5 階の内装等改修工事を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改修内容 間仕切り壁の変更、OA フロア設置、案内表示、電気設備、機械設備等の改修</li> <li>スケジュール <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 年 12 月 工事入札</li> <li>・令和 6 年 1 月～3 月 工事準備期間（資材調達等）</li> <li>・令和 6 年 4 月～7 月 改修工事</li> <li>・令和 6 年 8 月～ 移転・業務開始</li> </ul> </li> </ol>

【移転後見取図】



【現況写真】



四ツ池公園運動施設整備方針に基づく検討調査事業

市民部スポーツ振興課  
電話:457-2421

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・生涯学習	28,864	0	0	0	28,864

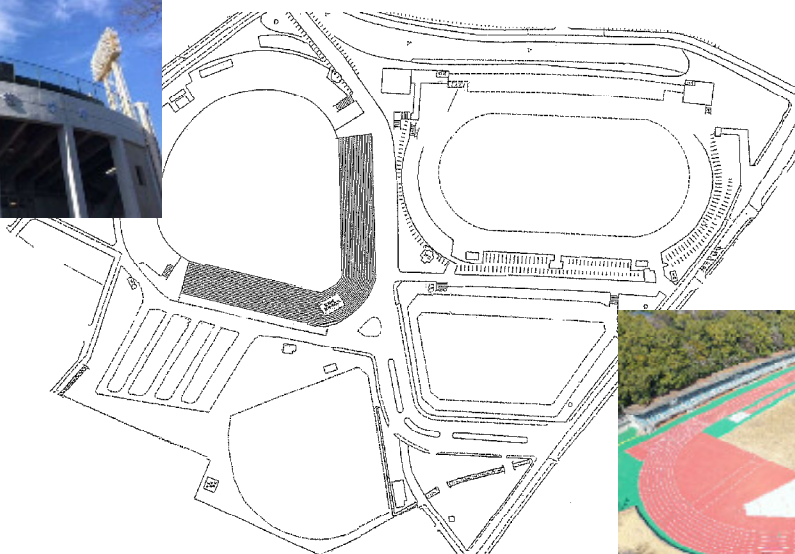
※事項：四ツ池公園運動施設整備方針に基づく検討調査業務委託費 期間：令和6年度まで

目的	四ツ池公園運動施設の整備方針に基づき、陸上競技場及び市が整備する野球場のあり方を検討する。
背景	令和5年7月4日に開催された大型公共施設建設特別委員会において、「四ツ池公園運動施設の整備方針」を示し了承を得た。
事業内容	<p>四ツ池公園運動施設の整備方針に基づく検討調査を実施する。</p> <p>1 内容 四ツ池公園再整備構想案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市の類似事例の収集（市民球場、陸上競技場）</li> <li>・新たな施設の導入機能や規模、民間活力導入のあり方検討</li> <li>・概算事業費の算出 など</li> </ul> <p>2 スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年 10月 委託業務公募</li> <li>・          12月 委託業務開始</li> <li>・令和6年 6月 整備構想の骨子案協議</li> <li>・          9月 整備構想 確定・公表</li> </ul>

浜松球場



四ツ池公園運動施設



陸上競技場





放課後児童会保護者負担金徴収管理事業

学校教育部教育総務課  
電話: 457-2401

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	63,778	0	0	0	63,778

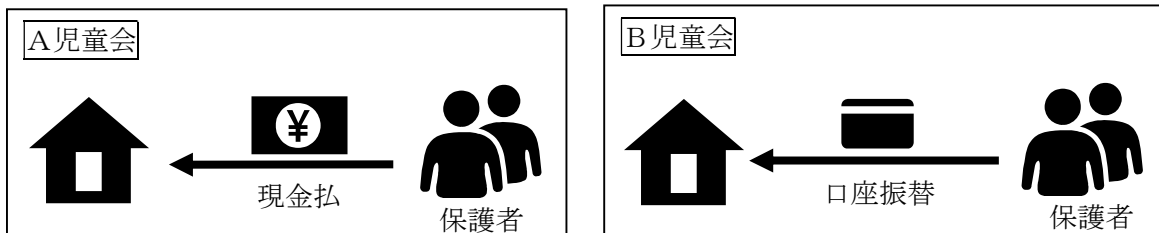
※放課後児童会運営支援事業

※債務負担行為 事項: 放課後児童会保護者負担金徴収管理システム運用保守業務委託費

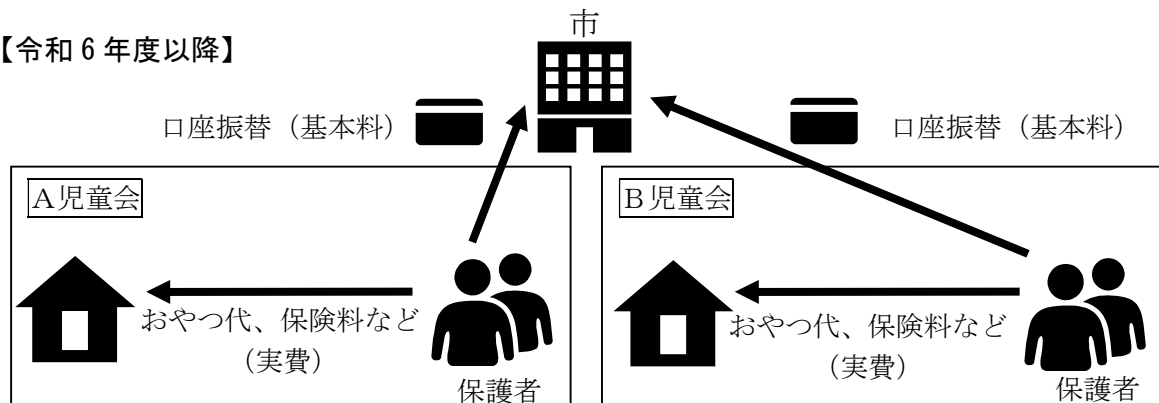
期間: 令和10年度まで 限度額: 55,440千円

目的	市が開設する放課後児童会にかかる保護者負担金の徴収管理にあたり、口座振替に対応可能なシステムを導入することにより、保護者の利便性を確保する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、放課後児童会にかかる保護者負担金は、児童会ごとに各運営主体が自らの収入として徴収している。</li> <li>・令和6年4月から、市が開設するすべての放課後児童会を委託方式に統一する。</li> <li>・放課後児童健全育成事業手数料徴収条例の施行により、令和6年4月1日から市が開設する放課後児童会の保護者負担金は市が直接徴収することとなる。</li> </ul>
事業内容	<p>1 システムの導入及び保守管理 55,440千円(保守管理 R6~R10: 11,088千円/年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム方式 クラウド型</li> <li>・徴収方法 市口座へ振替</li> </ul> <p>2 その他 8,338千円(R5補正額)</p> <p>システム運用準備(データ登録等)、口座振替Web受付手数料 等</p>

【令和5年度まで】



【令和6年度以降】



※基本料については、原則口座振替とするが、現金払も対応可能

いじめ相談体制整備事業

学校教育部教育支援課  
電話:457-2428

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	38,115	12,705	0	0	25,410

※事項：いじめ相談等業務委託費 期間：令和8年度まで

目的	児童生徒が相談しやすい体制を整備することで、学校におけるいじめの未然防止や早期発見を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中は職員による電話・面談相談、夜間・休日は委託による電話相談体制により、24時間体制で児童生徒のいじめ等に関する相談対応を実施している。</li> <li>・令和5年度から、タブレット型端末やスマホ等からの相談申込及びチャット形式で相談を受付する方法を導入した。</li> </ul>
事業内容	<p>Webを活用した相談といじめ電話相談夜間休日対応業務を一括契約することで、Webを活用した相談で対応しきれない案件を電話相談につなげる等、緊急事案への迅速な対応を目指す。</p> <p>1 Webを活用した相談対応 24,057千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 市立小・中学校に在籍する児童生徒</li> <li>・期間 火、木曜日（年末年始除く）及び長期休業前後等の相談集中期間 17:00～21:00 ※相談申込は24時間体制</li> <li>・方法 児童生徒が各自のタブレット型端末やスマホ等から入力、相談</li> </ul> <p>2 いじめ電話相談夜間休日対応 14,058千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 市内の幼稚園・小中学校に通う児童生徒及びその保護者</li> <li>・期間 平日 17:15～翌日8:30 土・日曜日、休日、年末年始 8:30～翌日8:30</li> </ul>

